

## 広島市水道局と物品購入等の取引のある業者の皆様へ (お知らせ)

本局との物品の購入や業務委託等（建設コンサルタント業務を除く）の見積合せを実施する場合の、見積書の提出方法を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、このお知らせの内容は、電子入札システムを使用する契約を除きますので、ご注意ください。

平成27年1月

広島市水道局財務課契約係

### 1 物品の購入・修繕又は製造の請負（以下「物品の購入等」という。）（従来どおり）

#### （1）見積依頼書及び見積書の送付及び提出方法

本局から業者の方へ物品の購入等に関する見積を依頼する際は、原則、見積依頼書及び見積書はファックス又はメールにより送付します。

業者の方は、受領した見積書に必要事項を記載、代表者印を押印のうえ、見積書提出期限（必着）までに見積書等をファックス、メール又は持参により提出してください。

見積書をファックス又はメールにより提出され、当該契約の落札者となられた業者の方は、納入期限までに代表者印が押印された見積書の本書を提出していただきますようお願いします。

#### （2）納品書、請求書の業者の方への交付方法

本局と物品の購入等で契約を締結された業者の方に交付する納品書及び請求書は、来局のうえ、お受け取りください。

### 2 委託業務

#### （1）見積依頼書及び見積書の送付及び提出方法

本局から業者の方へ委託業務の見積を依頼する際は、原則、見積依頼書、仕様書及び見積書をファックス又はメールにより送付します。

業者の方は、見積依頼のあった内容をよくご確認のうえ、（必要に応じて現地確認等も行ったうえ）、受領した見積書に必要事項を記載、代表者印を押印のうえ、見積書提出期限（必着）までに見積書等を提出してください。（競争入札に準じ、日時を定めて来庁していただき、見積り合せを行うこともあります。）

※ 物品の購入等とは異なり、ファックスやメールによる見積書等の提出は認められませんので、ご注意ください。